

要 望 書

令和 7 年 5 月

島 根 県

農業農村整備（農地整備）の推進に係る緊急要望

島根県の農政、農業農村整備の推進につきまして、日頃から格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和7年度の農業農村整備事業関係予算につきましては、令和6年度補正予算と合わせて6,500億円を確保していただき、深く感謝申し上げます。

島根県では、県土の9割を占め、豊かな自然あふれる中山間地域の維持・発展には、農林水産業が重要になっており、次代を担う若い世代にとって魅力ある農業・農村の確立に向け、水田農業の生産性・収益性の向上や意欲ある担い手の確保・育成などとともに、ほ場整備等の基盤整備の取組を進めているところです。

しかしながら、農業を取り巻く環境は依然として厳しく、従来からの人口減少や農業者の高齢化に加え、資材高騰や労働力不足、国際情勢の不安定化や気候変動などの新たな課題に対応していく必要があります。

このような中、国においては、改正基本法に基づく「新たな食料・農業・農村基本計画」が策定され、初動5年間に農業の構造転換を集中的に推進し、農業の収益力を抜本的に向上させるため、生産基盤の強化等を図ることとされています。

島根県においては、今後も農業者の減少に歯止めがかからず、少ない担い手が農業生産を維持するため、担い手への農地集積を一層進める必要があります。また、地域計画などの話し合いの中で、基盤整備に対する期待も高まっており、農地の大区画化や汎用化、農作業の省力化につながる農地整備（ほ場整備）を着実に進める必要があります。

つきましては、かかる事情をご賢察いただき、以下の事項について、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

1. 農業収益力の向上に向け、農地の大区画化等の取組を着実に進めるため、農地整備事業予算について、既存の農林水産業予算とは切り離し、当初予算及び補正予算において、「別枠」で十分な予算を確保すること
2. 財政事業が厳しい地方においても、農地整備が円滑に進むよう、地方財政措置を講ずること

令和 7 年 5 月

島 根 県 知 事 丸 山 達 也